

## 立川市新清掃工場整備基本計画検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 新立川市清掃工場（仮称）の基本的な考え方（平成27年11月17日市長決定）に基づき、立川市の新たなごみ焼却処理施設（以下「新施設」という。）について、環境負荷が少なく、安全で効率性の高い施設であって、かつ、防災機能を備えた施設としての基本仕様、新施設について実施すべき生活環境影響調査の調査項目等に関し、必要な事項を検討するため、新清掃工場整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 新清掃工場整備基本計画に関すること。
- (2) 新施設の基本仕様（施設規模、公害防止条件、処理方式、煙突の高さ、発電効率、防災拠点等）に関すること。
- (3) 新施設について実施すべき生活環境影響調査に関すること。
- (4) 新施設の事業方式、発注方法等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者につき市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 専門的な知識、技術、技能等を有する者 2人以内
- (3) 各種関係団体が推薦する者 6人以内
- (4) 公募市民 3人以内
- (5) 市民生活部長及びごみ減量化担当部長

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名

する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成29年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境下水道部新清掃工場準備室において処理する。

(謝礼)

第8条 第3条第1号から第4号までに掲げる委員には、次の各号に掲げるとおり謝礼を支給する。

(1) 第3条第1号及び第2号に掲げる委員には、日額10,800円

(2) 第3条第3号及び第4号に掲げる委員には、日額3,000円

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年3月17日から施行する。

2 この要綱は、新清掃工場整備基本計画が策定された日をもって効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。